平成２２年（フ）第５６２号
岡山市南区浜野４丁目15番８号
債務者　須田　済子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６９号
岡山市北区高柳西町９番５号
債務者　眞富　善久
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２８号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目３番地　瑞穂野市営住宅４号棟24号室
債務者　冨永佳代子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３０号
栃木県宇都宮市清原台５丁目３番19号　グリーンパークヒカリ205号
債務者　齊藤　良史
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２９号
静岡市駿河区大谷2522―９、住民票上の住所静岡市駿河区高松１丁目23番10―311号
債務者　漆畑　康史
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１６号
静岡県焼津市西焼津15番地の15　ラ・ヴィクレール403号
債務者　塙　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３２号
静岡県焼津市下江留1293番地
債務者　冨田　順子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３３号
静岡県焼津市下江留1293番地
債務者　冨田　智視
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４２号
静岡市駿河区中村町419番地　センターヴィレッジ504号、旧住所静岡市駿河区手越原262番地の８　第一マンション手越原304号
債務者　村井　　亨
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６７号
静岡市葵区瀬名７丁目26番37―１号
債務者　大塚　春美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８２号
静岡市葵区山崎１丁目７番地の５　コーポ昴201号、旧住所静岡市葵区山崎１丁目33番地の16
債務者　尾崎　英美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９７号
静岡市清水区横砂中町15番11号　シティハイツ101号、旧住所静岡市清水区横砂本町20番16号　いほざきハイツ106号
債務者　大原　美絵（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０６号
静岡県焼津市治長請所21番地の５
債務者　片山千砂里
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２３号
静岡県焼津市西焼津８番地の５
債務者　岡　　幸代
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８２号
愛知県豊川市野口町長万70番地
債務者　富原　亨子
1　決定年月日時　平成22年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部